

港湾施設使用料及び占用料減免事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県港湾施設管理条例(昭和40年岩手県条例第38号。以下「条例」という。)
第13条第2号に規定する港湾施設使用料及び占用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(岸壁使用料の減免基準)

第2条 条例第13条第2号の規定に基づき、公益上の理由が次の各号のいずれかに該当する場合は、岸壁使用料を減免することができるものとする。

- (1) 県発注工事で岸壁を使用する場合(ただし、工事実施に係る設計書において、岸壁使用料に相当する額が積算若しくは計上されていない場合に限る。)
- (2) 災害避難、防災安全のため、岸壁を使用する場合
- (3) 学術研究、調査実習のため、岸壁を使用する場合(ただし、減免によって行政効果が高められる場合に限る。)
- (4) 県が寄航誘致した客船等の船舶が岸壁を使用する場合(ただし、平成3年6月7日付け港第82号岩手県知事通知(別添1)に該当する場合に限るものとし、タグボートの減免期間は令和6年3月31日までとする。)
- (5) コンテナ定期航路の船舶が岸壁を使用する場合(ただし、平成21年3月27日付け港第140号港湾課総括課長通知(別添2)に該当する場合に限り、減免期間は平成24年3月31日までとする。)
- (6) フェリー定期航路の船舶が岸壁を使用する場合(ただし、平成30年6月1日付け港第39号港湾課総括課長通知(別添3)に該当する場合に限り、減免期間は令和6年3月31日までとする。)

(占用料等の減免基準)

第3条 条例第13条第2号の規定に基づき、公益上の理由が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減免することができるものとする。

- (1) 県発注工事で港湾施設を占用する場合(ただし、昭和55年4月15日付け港第22号土木部長通知(別添4)に該当する場合に限る。)
- (2) 災害避難、防災安全のため、港湾施設を占用する場合
- (3) 公共の用に供する工作物を設置するため、港湾施設を占用する場合
- (4) 港湾施設に設置しようとする工作物が、港湾の適正な管理に資する場合
- (5) 港湾施設上で地方公共団体が開催するイベントが、岩手県港湾ビジョンに掲げる交流拠点の形成に資する場合

2 前項に規定する占用料の減免基準に準じ、野積場使用料、貯木場使用料及び上屋使用料を減免することができるものとする。

(減免割合)

第4条 第2条第5号及び第6号に掲げる減免基準に該当する場合の減免割合は、2分の1とする。

2 第2条(ただし、第5号及び第6号を除く。)及び第3条に掲げる減免基準に該当する場合の減免割合は、全額とする。

(港湾空港課総括課長への協議を要する場合)

第5条 第2条及び第3条に掲げるもののほか、県の事務事業遂行上又は県施策の推進上その他

公益上の理由により減免する必要があると広域振興局土木部長又は土木センター所長が認める場合は、港湾空港課総括課長への協議を経て、減免することができるものとする。

2 使用期間や占用期間を更新する際に、引き続き減免する場合にあっては、前項の協議は不要とする。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

<別添 1 要領第 2 条第 4 号関係>

港湾施設使用料の減免について

平成 3 年 6 月 7 日 港第 82 号
港湾管理者岩手県知事から
関係土木事務所長あて通知

本県においては、港湾の振興を図るため、船舶貨物の誘致、港湾利用型企業の誘致並びに客船等船舶の寄港誘致を積極的に推進しているところではありますが、その一環としてポートセールス活動によって寄港する船舶については、岩手県港湾施設管理条例第 13 条第 2 号の規定により公益上特に必要があると認め使用料を減免することとしたので通知します。

記

- 1 減免する使用料 岸壁使用料
- 2 減免対象となる船舶 岩手県がポートセールス活動の一環として寄港誘致した船舶に限る。

<別添 2 要領第 2 条第 5 号関係>

岸壁使用料の減免の実施について

平成 18 年 11 月 7 日 港第 153 号
改正 平成 21 年 3 月 27 日 港第 140 号

1 目的

本県港湾における岸壁使用料の減免を実施することにより、コンテナ定期航路の開設・拡充を促進し、県内産業の振興を支援するとともに、沿岸地域の振興を図ることを目的とする。

2 減免要件

内航船、外航船を問わず、週 1 便以上の頻度で寄港するコンテナ航路の船舶が岸壁に係留した場合とする。

3 減免割合

岩手県港湾施設管理条例（昭和 40 年条例第 38 号）別表第 1 に掲げる岸壁使用料により算定した金額の 2 分の 1 とする。

ただし、減免する金額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 減免期間

この制度の施行の日から、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

5 施行日

この制度は、平成 18 年 11 月 7 日から施行する。

<別添3 要領第2条第6号関係>

港 第 3 9 号
平成30年6月1日

関係広域振興局土木部長 }
関係土木センター所長 } 様

港湾課総括課長

フェリー定期航路の開設に伴う岸壁使用料の減免について（通知）

このことについて、本県初のフェリー定期航路の安定的な運営に資することを目的に、以下のとおり岸壁使用料を減免することとしたので通知します。

記

1 フェリー定期航路の船舶が寄港する場合

(1) 減免要件

フェリー定期航路の船舶が岸壁を使用する場合。

(2) 減免割合

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）別表第1に掲げる岸壁使用料により算定した金額の2分の1とする。

ただし、減免する金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 減免期間

令和6年3月31日までとする。

2 フェリー定期航路の開設に伴い、タグボートが常駐する場合

(1) 減免要件

フェリー定期航路の開設に伴い、県が寄港誘致したタグボートが岸壁を使用する場合。

(2) 減免割合

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）別表第1に掲げる岸壁使用料により算定した金額の全額とする。

(3) 減免期間

令和6年3月31日までとする。

<別添 4 要領第 3 条第 1 項第 1 号関係>

港湾関係事業等の施行に伴う港湾施設の占用に関する取扱いについて

昭和 55 年 4 月 15 日 港第 22 号
土木部長から 土木事務所長あて通達

港湾関係事業等の施行に伴う港湾施設の占用に関する取扱いについての通達（昭和 53 年 8 月 1 日付港第 84 号港湾関係土木事務所長あて土木部長通達）は、昭和 55 年 3 月 31 日限りでこれを廃止することとしたので、この取扱いについて遺憾のないようにして下さい。

なお、同年 4 月 1 日以降において、港湾管理者又は港湾法第 52 条の規定により運輸大臣が、港湾関係事業及び港湾海岸関係事業（以下「港湾関係事業等」という。）を施行する場合における港湾施設の使用又は占用（以下「使用等」という。）については、次により取り扱うこととしたので、申し添えます。

記

昭和 55 年 4 月 1 日以降における取扱い

港湾管理者又は港湾法第 52 条の規定に基づき運輸大臣が、港湾関係事業及び港湾海岸関係事業（以下「港湾関係事業等」という。）を施行する場合における港湾施設の使用又は占用（以下「使用等」という。）は、次により取扱うものとする。

1 港湾施設の管理を所管する土木事務所長（以下「所管土木事務所長」という。）は、港湾関係事業等の施行管理に伴い、当該港湾関係事業等の請負業者に対し港湾施設を使用等することについて指示をすることができること。

(1) 当該使用等が港湾の維持管理に支障を生じないものであること。

(2) 他に使用等の適地がない等の理由により、港湾施設を使用等しなければ港湾関係事業等の施行に支障を生ずる等やむを得ない事情があること。

2 使用等を指示するに当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 港湾関係事業等の請負業者から当該使用等に係る港湾施設の場所、範囲等を特定しうる図書の提出を求めること。

(2) 使用等に係る港湾施設の種類範囲等は、港湾関係事業等の施行のために必要な最小限に限ること。

(3) 使用等を指示した場合は、当該使用等が適正になされているかどうかを調査するとともに、使用等を指示した範囲を超えて使用等されることのないよう指導すること。

(4) 使用等に係る港湾施設が、使用等の指示を受けた者の責めに帰する理由により損壊等した場合は、当該指示を受けたものに現状復旧を行わせること。

3 港湾施設の使用等を指示した場合、当該使用等に係る使用料等については、これを徴収しないこと。

ただし、港湾関係事業等の実施に係る設計書において、港湾施設の使用料等に相当する額が積算若しくは計上されている場合は、使用料等を徴収すること。